第 14 回 MoF・NGO 定期協議議事録

日時: 2001年1月24日(水) 15:00~18:00

場所:財務省西 457 号室

議題:

1.MoF からの議題

1-1.MoF・NGO 定期協議のあり方について

2.NGO からの議題

2-1.世銀、ADB、JBIC 等における WCD (世界ダム委員会)報告書の扱いについて

2-2.カンボジア PRSP について

2-3.ADB・インスペクションファンクションについて ~ サムットプラカン汚水処理プロジェクト (ADB/JBIC)から

2-4.個別プロジェクトについて

1.ヒンクルット石炭火力発電所(タイ)

2.ソンドゥ・ミリウ水力発電プロジェクト(ケニア)

3.サンロケ・ダムプロジェクト(フィリピン)

2-5..ECG 会合 / G8 への対応について

出席者(順不同、敬省略):

【財務省国際局】

開発機関課:丸山(課長)、木原、斎須、和家、米田、増永、天野、山下、鈴木

開発金融課:梅本(課長) 佐藤、高坂、前川

開発政策課:小林

[NGO]

田添(アジア民間交流グループ)、河内(アフリカ日本協議会)、福岡(コンサベーション・インターナショナル)、松本郁子、本山、別府、波多江(以上、地球の友ジャパン)、大芝(一橋大学)、高畑(ヒマラヤ保全協会)、森岡(松下政経塾)、松本悟、福田、大橋(メコンウォッチ)、片山(ワールド・ビジョン・ジャパン)、土井(ADB 福岡 NGO フォーラム)、高橋(JVC)、神田(ODAネット)、斎藤、石田、マッキントッシュ、倉光、足立、倉戸(以上、「環境・持続社会」研究センター)

配付資料:

[NGO]

- ・ 大蔵省 NGO 定期協議の基本的な枠組みについて
- ・ 大蔵省 NGO 定期協議、議題一覧(第1回~第13回)
- ・ 第一類第五号 大蔵委員会議録第八号(平成九年三月十二日)
- ・ 大蔵省国際局と NGO の定期会合 (ファイナンス 2000 年 10 月号)
- ・ カンボジア PRSP とその策定プロセスについて (JVC、カンボジア市民フォーラム)
- ・ NGO フォーラム提言要約

・ 貧困削減戦略ペーパー (PRSP): レトリックと現実 (オックスファム・プレスリリース)

1.財務省からの議題

1-1. MOF・NGO 定期協議のあり方について

MoF 丸山:

国際局としては、この協議会の場における幅広い意見や情報交換を、政策立案能力の向上、行政の 透明性の向上、相互理解の促進、建設的な対話の実現に生かしたいと考えている。

また、個別プロジェクトを繰り返して取り上げることへの疑問もある。我々としては、それらの質問に答えることは構わないが、プロジェクトから帰納して、我々がその次のステップとして何をすればいいか等、さらに深い話まで行いたい。

さらに、インプリメンテーション型の NGO から、世銀のキャパシティ・ビルディング後、自分たちの意見を言う場を設けられないかという話が出ている。NGO との協議が一度で済めば、我々としては効率的だが、インプリメンテーション型の NGO はあまりこの協議会にいらっしゃらない。彼らからは、現地プロジェクトを実施する際に出て来た問題を是非、聞きたいと思っている。そこで、そのような協議を行うことについて、この場で共に行うのがいいのか、別の方がいいか、皆さんのご意見をお伺いしたい。両者の考え方がかなり違うなら、別にせざるを得ないし、重なる部分があるならば同時にできるだろう。

MoF 木原:

この協議に出席するようになって1年だが、NGO にインプリメンテーション型とアドボカシー型があることに当初は気づかなかった。そして、インプリメンテーション型 NGO の方の話を十分に聞くことができていないと感じている。インプリメンテーション型の NGO の意見を聞く場をどう設ければいいか。効率の観点から言えば同時にしたほうがいいが、それができるのか、正直なところをお聞かせ願いたい。

MoF 斎須:

論点メモの提案にもあるが、直前に質問を頂く場合があり、それでは本質的な議論が出来ない。また、問題提起の仕方も考えていただきたい。例えば、日本政府がそのプロジェクトに反対かという質問には、組織としての紋切り型の回答にならざるを得ない。個別のプロジェクトより、政策立案に関わるようなもう少し上の次元の話がしたい。政策についての議論があれば、さらに実りある協議になるのではないか。

MoF 和家:

ADB もプロジェクト実施の際に NGO との関与を深めていこうと考えている。過去、何回かの NGO 協議会においても、例えば貧困ファンドでどのようなプロジェクトが貧困層に役立つかという具体 的な提案をしていただきたいと NGO に呼びかけた。 しかしながら、 これまで 6 件がプレッジされ ているものの、日本の NGO の関与はほとんどなく、参加しているのは欧米か現地の NGO だけである。実際に現場でプロジェクトを実施している NGO の話を聞き、プロジェクトの組成に役立て

たいというのが最近の気持ちである。

MoF 丸山:

個人的な意見だが、今回の質問を見ても、重要ではあるが、その在り方について皆さんと意見交換しなければならないものが多い。ただ、例えばソンドゥ・ミリウの5)6)のような「HIPCs に対し、どのような円借款を行ってきたか」という質問には、限定された形で紋切り型の回答しかできない。これに誠実に回答しようとすると、資料を揃えるためにのコストも時間もかかる。重要な情報だと思うし、情報公開法で公開請求が為されれば、資料を収集して答えなくてはならないのも事実。しかし、この情報が実際ソンドゥ・ミリウにどの程度関係があるのかは疑問である。

斎藤:

この協議発足当時の事実関係を確認させていただきたい。これは 1997 年に発足したが、それ以前も当時の大蔵省の担当課と話をさせていただきたいと申し入れたが実現しなかった。大蔵省がマルチの担当省として、NGO と政策やプロジェクトについて話すという風土がなかった。それを現広島市長で当時国会議員であった秋葉議員にお話したところ、IDA 増資法案の協議に際して、大蔵委員会で質問していただいた。それに対して、榊原局長(当時)から「定期的な協議をします」というご答弁をいただいた。その後、どのような枠組みで行うか NGO 代表者と大蔵省の間で話し合い、それに基づいてこの協議を進めてきた。昨年1月に2年経ったところで、基本的な枠組みについての合意事項を文書で取り交わした。資料にある通り、「国際金融機関による融資ならびにその他大蔵省が関わる他の開発資金に関する協議ならびに情報交換を行うことで、日本政府のアカウンタビリティを確保するとともに、相互対話を深めることを目的とした定期協議である」と相互に合意したと理解している。また、緊急性を要する議題の場合は個別に対応することを確認していただきたい。

インプリメンテーション型の NGO についてだが、この協議は全くオープンである。それは当初からの原則であり、いろいろな NGO に関わっていただきたいと考えている。この枠組みに沿った形で参加されることについては全くリミテーションはない。

議題等についてはお互いに遅くとも1週間前には提出するよう努めることになっている。

個人的な意見だが、そちらがこの協議への期待として挙げている「政策立案能力の向上」は、非常に重要なことである。私はそれを「NGO との協議を通して」と理解したが、そうであれば、日本政府としての MDBs に対しての政策をもう少し明確に出していただきたい。議論の中でそれが見えることもあったが、議題設定の中でそのようなものを出していただいてもいいと思う。

個別プロジェクトに関する議題が多くなっているというご指摘だが、これまでの議題一覧にある通り、当初から両方を取り上げてきた。両者は全く別物ではなく、プロジェクトの中にも政策に関わることが含まれている。

情報交換に関し、インプリメンテーション型の NGO は現地の声を吸い上げているということだったが、アドボカシー型の NGO も途上国の NGO あるいは現地住民との活動から出てきたものをそ

ちらに伝える場としてこれを活用している。

MoF 丸山:

この協議をやめよう、縮小しようということでは当然なく、さらに良くしたいということ。緊急の議題について会合を行うのは結構だ。インプリメンテーション型の NGO との協議をしたいという意見もあるが、この協議とは別の形ではするな、ということならばしないことも考えられる。今まで通りで良ければ、それでもいい。ただ、信頼関係が出来てきたと思うので、さらに深い議論ができるのではないかと思う。政策マターをこちらから出したほうがいいというのであれば、そうしたい。

意見が異なる点は、インプリメンテーション型とアドボカシー型とでは現地の声の観点が異なるのは事実である。アドボカシー型のNGOは反政府、反世銀の声が多く、インプリメンテーション型は実施の際に出てきた声が多い。例えば、世銀との共同プロジェクトで、やりにくいところがあるので、世銀と調整してくれないかというような実務的な話が出てくる。これも我々にとっては重要で、話をしていきたいと考えている。

斎藤:

アドボカシー型の NGO からは、反世銀、反 ADB の声だけがあがってくるということだったが、 それについてどうお考えなのか。

MoF 丸山:

当然、それには応えていかなくてはと思っている。そういう声が悪いというのではなく、インプリメンテーション型の NGO と全く声が違うことを認識していただきたいだけである。

斎藤:

なぜそのような意見が多いかというと、世銀、ADB に対し、米国に次ぐ公的資金を出している日本政府のアカウンタビリティを確保するためであり、非常に重要なことである。実施プロジェクトが、貧困削減という目標を掲げる機関として望ましいかを確認していく作業が重要。財務省もNGOもその役割を担っており、そのような意味で問題提起をしているつもりである。貧困削減について意見が違うと思うが、どのように貧困削減のために資金が使われるかという議論をしたい。対立ではなく、協議の場だと考えている。

MoF 丸山:

全くその通りである。NGO だけでなく、政府も反世銀、反 ADB になることがある。皆さんからのご指摘で、反世銀の立場を取らなくてはならないと考える場合もある。ここはそのような議論をする場なので、反世銀でも反財務省でも構わない。コミュニケーションを深め、お互いの論点は何かというところまで議論を深めなくてはならない。

そう考えると、今回世銀が開催するキャパシティ・ビルディングには是非参加していただきたい。 それを通じて、インプリメンテーション型の NGO のしていること等、見えてくることがあるかも しれない。

松本悟:

昨年末、ADB が環境政策を見直しする際 NGO に声がかかったが、話が大きすぎるということでインプリメンテーション型の NGO としては参加が難しかった。インプリメンテーション型の NGO にいた経験から言うと、全く接点がないわけではないが、明らかに接点がない部分もある。全く別にするのもおかしいが、政策にインプリメンテーション型の NGO のインプットが欲しいと言っても難しい。

MoF 丸山:

それはよくわからないので、知恵をいただきたい。どのような形が最も効果的で、政策立案に反映しやすいのか。制度をここまで考える必要はないのかもしれないが、コミュニケーションがうまく行っており、信頼関係がかなり出来ていると思い、さらに進めてもいいのではないかと考えた。

神田:

私たちも現状をただ続けていれば良いとは考えていない。NGO 側は3年経ったということで、内部で評価、問題提起をし、外部評価を大芝先生にお願いしている。

今後、省庁再編に伴う財務省と外務省の仕事の仕分けはどう変わるのか。

また、JBIC との協議が始まりそうである。これまで、JBIC に関するものも全てここで取り上げなければならなかったが、今後は JBIC との協議から出てきた政策マターだけをこちらで話し合うことになるので、相当変わるだろう。 外務省・NGO 定期協議を 96 年 4 月から行っている。

MoF 丸山:

外務省の協議はインプリメンテーション型の NGO を主眼に置いており、少し議論が違ってくる。

神田:

本来なら逆だと思うが、外務省はインプリメンテーション型の NGO と定期協議をし、その下の小委員会で政策の話をしている。

また、インプリメンテーション型の NGO には MOF・NGO 協議への参加をいつも促している。大枠の政策を議論するのは難しい、そこまで関心がないということで来られないようだ。

MoF 丸山:

財務省は、インプリメンテーション型の NGO とのチャネルをメインにしようとしているわけではない。財務省は実施ではなく、政策を考える機関なので、皆さんとのチャネルをメインにしたい。インプリメンテーション型の NGO も自分たちの声を吸い上げる場が欲しいというだけで、メインにして欲しいということではない。

福岡:

私はオープンな場ということで、参加させていただいて来た。インプリメンテーション型の NGO 内でも恐らく関心に幅がある。極端に言えば、自分のところのプロジェクトが成功すれば満足、そのこととマクロ的な政策との関係には関心がないというところもある。一方で、現場での知見を政策につなげ、社会的なインパクトを与えて行きたいと考えているところもある。

草の根のいろいろなニーズを吸い上げ、プロジェクトの発掘段階にそれを活かすことで成功につながった事例が出始めていることを考えると、そのような仕組みをつくることは政策決定者や援助機関にとってもプラスなことと思われる。また、現場型のNGOが行っているのは、ある意味で点の努力。それを点で終わらせずに政策につなげ、他の地域にも経験を応用できるような仕組みが重要と考え、そのためには政策決定者や援助機関との連携はNGOにとって不可欠と考える。このような相互協力の仕組みをつくるところを財務省に一緒に考えていただきたい。インプリメンテーション型のNGOがこの協議に参加するならば、そのような仕組みづくりができる場にしていただけたらと思う。

MoF 丸山:

どのように開催し、どのように議題設定するかは試行錯誤の段階。確かに、いろいろな NGO があり、個別のプロジェクトの利害関係だけで動いているところもある。アドボカシー型の NGO と話す時はあまりそのような心配はないが、個別の利害関係で動いている NGO にはひきずられないよう我々も注意する。

石田:

論点メモについて気になった点を数点。まず「非公式」とあるが、NGO はこれを公式なものと考えている。大蔵委員会という公式の答弁が発足の経緯となっていること、また NGO の参加をオープンにしていることから、これは公式なものだと考えるが、どうお考えか。

MoF 丸山:

公式の場にしても構わないが、そうすると我々の発言が制限される。公式、非公式の意味がそちら と違うようだが。

石田:

議事録が公開である。ホームページで誰でも見ることができるので、公式のものだと思うが。

MoF 丸山:

私が言いたいことを言っているのは、皆さんもおわかりだと思う。公式にすると、発言が制限される。

斎藤:

恐らく公式、非公式の意味合いがお互い違うだけなので、定例のオープンな協議会が存在している ことをそちらが認識していただいているのならそれでいい。

MoF 丸山:

この「非公式」が問題であれば削除する。「非公式」には、お互いに率直に意見交換を行うという 意味もあり、私はそう理解している。

石田:

もう一点、「議題のとりまとめが NGO 間で十分に行われていない」ということだが、事前に NGO 間で議題をとりまとめ、時間配分も考えているつもりである。それでは、十分ではないということか。

MoF 斎須:

私が NGO 協議会のあり方等を話したいと投げかけた際に、他にも議題があるからと聞いていただけなかった。そのような場合にもっとフレキシブルに対応していただきたい。

神田:

それは時間の問題。今回は、その議題を年末にいただいたので、十分対応できなかった。NGO は多様な存在の集まりであり、縦社会でもないので、一人が決めることはできず、十分な調整が必要。 そのためのミーティングを約1ヶ月前にし、そこで議題の調整をしているので、それ以前に議題をいただければ対応できる。我々は、むしろ財務省からの投げかけを期待している。

MoF 丸山:

それを勘案した上で行うことにする。

1点お願いがある。緊急を要する協議の際は悠長なことは言っていられない。例えば、3日後に集まってくださいというような時は、最大限フレキシビリティを発揮し、参加していただきたい。

神田:

臨時の協議に関しては、いくらでもする。むしろ、情報交換という観点から、積極的にしたい。

MoF 丸山:

そのような時には、我々も十分な準備が出来るわけではない。ただ、意見交換だけはしておきたい という価値判断が働く時なので、そこはお願いしたい。

神田:

その他、細かい実務的な事は、今後事務方で話を行っていく。

斎藤:

議題について、政策マターとプロジェクトのどちらも議題にしたい。ただ、議題が多すぎて、十分に時間が取れず、皆が消化不良になる可能性があるならば、分科会と合同会に分けて協議を行うという考え方も検討しても良いかもしれない。

MoF 丸山:

それも可能だが、むしろ議題にプライオリティをつけていただきたい。難しいかもしれないが、場合によっては次回に回しても良いというような議題もあっていいと思う。当局側の議題と NGO 側の議題との間で表面上は確かにバランスが取れているが、実際の時間は NGO の取り上げるプロジェクトが長い。我々としてはもう少し政策マターを議論したい。

斎藤:

プロジェクトについては、それだけでも1時間以上じっくり話をする必要がある場合もある。担当者の方が個別に対応していただけるなら、定期協議以外に協議をする機会を別途確保するということでも良い。

MoF 丸山:

個別に対応できるものがあれば、そうしたい。全てをここでする必要がないのであれば、そのような方法もある。

MoF 丸山:

インプリメンテーション型の NGO と協議するつもりはあるので、どのような形が望ましいのか次回までに議論していただきたい。

神田:

インプリメンテーション型の NGO がどう参加するのが良いか、彼らの意向も含め議論する。我々はこの場にいろいろな観点の NGO が出席することを望んでいるが、直接自分たちには関係がないということで、参加いただいていない。次回、定期協議自体をどうするかも含め、改めて議論したい。

2. NGO からの議題

2-1. 世銀、ADB、JBIC 等における WCD (世界ダム委員会)報告書の扱いについて 松本悟:

世界銀行と IUCN(国際自然保護連盟)が設立した独立組織である世界ダム委員会の報告書が出た。これは調査を凝縮したもので、個別ケースは一つも出てこないが、かなり重要な内容を含み、大胆な提案をしていると思う。ただ、報告書を出しただけでは十分ではない。世銀が 90 年代半ばに世界のダムのレビューをし、第一フェーズの報告書を 96 年に理事会にあげ、理事会が市民社会、NGO、企業の声をきいて第二フェーズを行うよう言った。それをもとに、世銀が IUCN に問い合わせ、IUCN が他の NGO に声をかけて行われたワークショップをもとに 98 年に発足したのが WCD であると理解している。以上の経緯を考えると、WCD の報告書は世界銀行にとって、独立の組織による単なる報告という以上の意味がある。世界銀行、アジア開発銀行、国際協力銀行はこの報告書、特に 7 章以降に具体的に出ている基準やガイドライン、グッドプラクティスを政策、実施レベルに生かす必要がある。この 3 つの機関において、これがどう活用されるのかお伺いしたい。

MoF 丸山:

世銀の当初の反応はネガティブだったが、話を聞いているとそうでもないようだ。なぜ、ネガティブな反応だったかというと、1つは代替手段の分析が全く行われておらず、ダムのネガティブな側面ばかりが強調されていること、もう一つは対話を始めるきっかけとしてはいいが、個々のプロジェクトへの適用は難しいだろうということだった。

2月 25-26 日のケープタウンでのステイクホルダー・ミーティングでは、世銀の WCD に対する意見が出される。また、この提言と世銀の業務作業との比較、提言されたパイプライン案件のレビューなど、ある程度業務に反映させる努力をしている。これらの結果が、2月のレポートに出てくると思われる。理事会との関係で言うと、今年の半ばにウォーターリソース・セクター・ストラテジーに関する議論がボード(理事会)で行われ、そこで日本としてどうするかという話になるだろう。従って、業務にどう反映させるのか等、もう少しブレイクダウンした情報が欲しいと思っている。

アジ銀は、昨年 11 月に WCD の事務局長をマニラに呼び、職員に報告書の内容や考え方を徹底させるための勉強会を行った。ADB は特に参加型開発やジェンダーにフォーカスして、レポートの精神を生かしていきたいと考えているようだ。千野総裁が WCD に出したレターでは、フォローアップを行うということだったが、具体的なアクションは出てきていないので、さらにコミュニケーションを続けていきたい。

松本悟:

千野総裁の WCD 委員長へのレターで、ワークショップを開き、フォローアップを行うということだったが、ADB のマネージメントに確認したところ、それは2月 19-20 日に行われるということだ。

MoF 丸山:

JBIC に関しては、統合環境ガイドライン策定に関する研究会で、議論として取り上げるそうだ。 お気づきの点があれば、伝えていただきたい。

松本悟:

どう生かし、どこは無理かマネージメントが判断したものを理事会が議論することになると思う。 ただ、ダムという非常に個別のテーマであることも確かで、それを理事会でどの程度、議論できる か疑問である。

また、WCD に来てもらう等、独自にこれを勉強しようという動きは財務省レベルではないのか。

MoF 丸山:

勉強については、今のところはない。

理事会でこれについて議論を行うのは、あまり現実的ではないと思っている。むしろ、ケープタウンでの会合でどの程度インプットできるか、事務局との非公式の情報交換等、理事会に上がっていくまでのプロセスでいろいろ動くのがいいのではないかと思っている。松本さんの重要だと考えるポイントをご示唆いただけるとありがたい。

松本悟:

もう少し読み込んでからお話したい。ただ、ダム案件は問題が出てきやすく、これまで世銀がある意味、痛い思いをしてきたのもダムだったと思う。問題が起きて欲しいとは誰も思っていないので、これを機会にもう少しダム案件に注意を払っていだき、今後この場に議題としてあがらないことを願っている。

MoF 丸山:

その通りだと思う。世銀も問題を起こしたいわけではない。また、ダム案件はこれから他の案件に 取って代わられるという趨勢は否定できないことを世銀もよくわかっていると思う。

MoF 小林:

報告書に目を通した感じ、どのプロジェクトにも共通する提言もある。輸出信用作業部会(ECG)や JBIC 統合ガイドラインの研究会で、ダムに特化した議論をしている訳ではないが、普遍的な提言については、ある程度深い議論があるのではないか。ただ、ECG でそれがどの程度取り込まれるかは不透明である。国際協力銀行については、全体の大枠ができた後、研究会で個別の問題について提言していただく機会があるかもしれない。現時点ではどこにというようなことはないが、何らかの形で取り入れられると思う。

松本郁:

報告書に対する NGO の見解を財務省にもお送りしたと思う。そこでは、後半に出ている具体的なガイドラインに沿って、各国の国家機関や輸出信用機関のガイドラインと、実際に進んでいる案件を見直すよう提言している。特に、JBIC ではガイドラインの議論をまさにしているところなので、提言を積極的に取り入れることで、先進的なガイドラインが作れるのではないか。

また、WCD の出したガイドラインには、開発協力だけでなく、日本のダム政策に参考になる要素も含まれているので、日本国内でも勉強できる機会があればいいのではないか。

神田:

国内的にも議論を喚起するため、財務省がダムに関係する省庁を招き、勉強会をすることを提案したい。

MoF 丸山:

できないことはないだろう。国土交通省とはあまり情報交換をしていないので、今後する必要があるのかもしれない。勉強会は NGO と共催ということも考えられる。

松本悟:

具体的な話は後ほど。

2-2. カンボジア貧困削減戦略 (PRSP) について

高橋:

PRSP は内容もプロセスも複雑で理解するのが難しい上、準備に十分な時間をかけられなかったので、事前に資料をお渡しすることができなかったことをお詫びする。従って、今日お聞きする質問に具体的にお答えいただけないものがあっても構わないと思っている。

資料は、JVC とカンボジアに関わっている日本の NGO の集まりであるカンボジア市民フォーラムが共同で作成した質問事項、そしてカンボジアで活動する NGO の集まりである NGO フォーラムが作成した PRSP に対する報告書の要約、そしてオックスファムがプラハで発表したアフリカも含めた PRSP 全体についてのプレスリリースをお渡ししている(当日配布)。

カンボジアでは現在 Interim PRSP (IPRSP) の策定が終わったところである。PRSP の策定過程では、市民社会の参加が重要だと思うが、カンボジアではそれが十分ではなかった。その理由として、通知が直前であったこと、資料が英語のみでクメール語で準備されなかったことがある。

まず、IPRSP は世銀の理事会で承認されたのかどうか、結果をお聞かせ願いたい。また、承認されたのならば、どのような議論が行われたのか。特に、策定プロセスでの市民の参加に関してどのような議論がされたかについてお伺いしたい。また、これから 10 月に向けてフル PRSP が作成されるが、これまでの策定プロセスの反省を踏まえ、世銀からカンボジアに何らかの提案があったのかお伺いしたい。それから、市民の参加を確保するために、モニタリングはどのように行われているのか。

PRSP はその国の政府のオーナーシップの問題で、財務省が関わる問題ではないという意見もあると思うが、世銀の目的である貧困削減を PRSP でどう達成するかが鍵となるものだと思うので、それについて見解をお伺いしたい。議論は、今回で終わらせずに、今後もカンボジアに限らず、PRSPというものの全体枠組みについても話をしていきたいと思う。

MoF 丸山:

ワシントン時間の1月23日、カンボジアのIPRSPは理事会で承認された。十分な情報があるわけではないが、日本としては特に参加の問題だけを取り上げることはしていない。日本が評価したのは、ガバナンス、環境面でのセイフティネット、経済成長の成果を貧困層に還元している点。問題提起したのは、ジェンダーである。IPRSPはジェンダーに言及はしているが、ジェンダーの観点からの分析がまだ不十分なのではないかという指摘をした。NGOの果たす役割には非常に大きく、それを活用しなければならないと考えている。他国の情報はなく、また簡単なレポートしか手元にないので、詳細はわからないが、参加がそれほど議論されたようにはみえない。各国とも参加を非常に重要だと考えているので、それについての指摘はあったと思うが、大きな議論とはならなかったようだ。

高橋:

NGO フォーラムは、IPRSP の内容よりも策定プロセスを重視している。カンボジアは政府と市民 社会間のきちんとした仕組みがない国で、PRSP の策定も市民の参加が十分にないまま行われてい る。今のお話だと、世銀としては、判断材料がないので、内容が良ければいいと判断したということか。

MoF 丸山:

そうだと思うし、私はそれでいいと思う。世銀の理事会はいろいろなことを決議するところであり、 その全てについていろいろな人の意見をきくのは不可能である。参加が十分でなかったという意見 もあると思うが、理事会での議論は事務局から配布された資料に基づいて行われるので、事務局か ら問題提起がなければ理事会で議論するのは不可能。

高橋:

そういう時に、例えばカンボジアフォーラムの報告書が配布されることはないのか。

MoF 丸山:

それは、事務局にカンボジアから働きかけがないと無理である。

MoF 斎須:

IPRSP はフル PRSP ほど参加プロセスが重視されない。というのは、フル PRSP を作成するのに時間がかかりすぎるということで、作成されるのが IPRSP だからである。

多様なアクターの参加を確保することについては、全くその通りである。PRSP 自体は途上国政府が作るが、それが理事会に上がってくる前に世銀事務局がアセスメントを行い、それに基づき理事会が議論する。 最終文書はクメール語になっている。もちろん、日本政府も PRSP の参加プロセスが重要なことを認識しており、そのために現地語への翻訳を含め、参加プロセスを支援しようとしている。現在、どのような支援ができるか、具体的、技術的な検討を行っている。IPRSP も現地語への翻訳は行われている。

パブリック・コンサルテーションの記録は、カンボジア政府がやるべきことである。

策定プロセスに十分な時間をかけるというのは全くそのとおりである。だからこそ、IPRSPがあり、PRSPについても3年ごとに書き換え、1年ごとにプロジェクト報告をするというオンゴーイングな性格になっている。ただ、貧困は一刻一秒を争う問題で、それと十分な時間をかけることと、どうバランスをとるかが問題。

適切なモニタリングについて、世銀ではカントリーダイレクターが策定プロセスを見、必要な時に はアドバイスすることになっている。

個別の質問に関してだが(資料参照)、基本的に PRSP も IPRSP も途上国自身の文書なので、世銀の承認は意味がない。ただ、世銀のオペレーションと関係してくるので、それらが実を伴ったものであることを理事会でエンドースすることになっている。

世銀のオーナーシップというのはよくわからないが、これは難しい問題で、世銀も加盟国も問題意

識を持っている。世銀自身は国際機関で主権国家の集まりである。主権国家の枠組みの中で、開発援助をせざるを得ない。しかし、これが貧困削減にふさわしいのかどうかはわからない。政府ではなく、地方自治体からプロジェクトがあがってくる制度がいいのか、具体的な提案があれば教えていただきたい。

「策定プロセス」に十分な時間をかけることに関しては、カンボジアの国情を考えると、難しいが、 IPRSP はスピードを重視している。

PRSP は包括性が重要であって、政策を貧困削減にどうつなげるかという国全体の戦略である。

高橋:

カンボジアでは支援国会合が行われているが、これはカンボジアへの支援のあり方をは包括的に議論できる場だと思う。「貧困削減」への取り組みは、支援国会合のような包括的な枠組みで参加のあり方も含めて議論した方が有効なのではないか。支援国会合では、援助支援枠を中心に話し合う会合だが、構造改革や政策についても話し合っている。カンボジア支援国会合のユニークな特徴として、いくつかの重要課題に関しては3ヶ月ごとのフォローアップ会合を設けて、そこにNGOが参加できる枠もある。PRSPも「貧困削減」という課題でフォローアップ会合を設けて、PRSPのモニタリングを位置づけていってはどうか。そして、3年ごとのレビューなどもここにレコメンデーションとして上げていく。また、NGOからの提案に基づいて、必要プロジェクトをプレッジ枠に盛り込んでいくことも考えられるのではないか。

斎藤:

参加について、現地語への翻訳が行われているということだったが、ドラフトの段階から情報を共有していないと市民社会の参加はあり得ないと思う。例えば現地語への翻訳を JSF(日本特別基金)を使って行ってはどうか。

MoF 斎須:

それについては支援の枠組みを作ろうとしている。また、日本に限らず、ヨーロッパ諸国もそれに は関心を持っている。

MoF 丸山:

どう情報を流し、誰に話をきき、誰がまとめるか、というように参加を確保するためのフレームワークは国によっても異なる。我々も必要だと思っているが、非常に難しい。そのために、日本ファンドを使用して欲しいと考えているが実際問題としては難しいようだ。

また、参加以外にもフル PRSP の策定までには課題がある。IPRSP の策定後洪水があったので、その影響を踏まえた経済指標へのアップデイトが必要である。それから、労働市場の需給バランスの問題、腐敗防止のプログラム、女性の社会参加について、統計では人口の4%がエイズだということなので、エイズに対するより具体的な政策が必要である。今日の議論は参加だけに焦点をあてたものだったが、IPRSP の内容自体はおかしくないと考えている。

2-3. ADB・インスペクション・ファンクションについて

~サムットプラカン汚水処理プロジェクト(ADB/JBIC)から

福田:

アジア開発銀行にはインスペクション・ファンクションがある。これは、実際にプロジェクトの影響を受ける住民の申し立てによって、審査が行われ、その結果が理事会にあがるというものである。これは 95 年に理事会で承認され、3年後に見直すということだった。昨年のレポートによると、見直しを始めているということだったが、現在の進行状況と議論の内容を教えていただきたい。

また、このファンクションに対する NGO からのコメントはこれまでに数度提出されていると思うが、現地の声をプロジェクトに反映させる方法としては不十分である。その理由として、ADB のマネージメントの管理が大きい点、長い手続きを必要とする点があげられる。実際問題として、これは機能しておらず、これまでにインスペクションまで行き着いたものは皆無である。こうした事実を踏まえ、日本政府はこのインスペクション・ファンクションをどう変えなくてはならないとお考えかお伺いしたい。

続いて、サムットプラカン汚水処理プロジェクトについて3点ほど質問とお願いをしたい。まず、昨年11月、ADBとタイ政府との合同でこのプロジェクトに対するインディペンデント・レビューを行うというプレスリリースが発表された。その後、このレビューをどう行うかについての TOR がホームページで公開され、コメントが募集された。それによると、市民社会との協議のもとに行うということだが、実際にはどのようにわれるのか。どのように専門家を選出し、どのように地域住民が参加できるのかお伺いしたい。

このプロジェクトは現在 EIA を行っているが、終了後も公開されないということがあれば問題である。きちんと住民との協議を行ったうえで、レビューをしていただきたい。また、TOR(タームズ・オブ・リファレンス)の締め切りが1月21日だったが、これでは短い。現地住民がまだ意見を出せていないので、延長していただきたい。

事前にマネジメントが様々なアクションプランを用意することで、インスペクションに入らなかったケースが世銀にはあるということだ。プロジェクトに対するアクションプランがきちんと実行されるのは望ましいことである。しかし、えてして非常に表面的、かつ地域住民からの要求にきちんと応えていないものになりがちである。そのようなプランでインスペクションをしなくても良いことになった例があるので、ADBがこの種のレビューを行うのであれば、インスペクションとどのような関係になるのかお伺いしたい。

インスペクションの過程で理事会の決定が行われることが2度ある。インスペクション委員会の報告に基づいて審査に入るべきか決定する時と、インスペクションの結果を承認する時である。その際には地域住民の参加がなされているかきちんと考慮し、決定していただきたい。

MoF 丸山:

サムットプラカン・プロジェクトについて、インスペクション・ファンクションの手続きが始まっている。住民からのレターに対し、1月11日に ADB から回答が出された。この後、ADB からの回答に不服であれば、住民が正式な申請を行うことで、インスペクションのプロセスが始まる。この後はインスペクション委員会が住民側の正式申請および ADB 事務局の見解をもとにインスペクションの是非を理事会に勧告し、理事会で決定されることになり、インスペクション委員会がパネルを作り、インスペクションを行うという過程になっている。所要日数については、それぞれのプロジェクトによって異なるが、最初のレターから 45 日間以内に、ADB のマネージメントが住民に対して回答、その後住民から正式なインスペクション申請が提出され、インスペクション委員会がマネジメントに転送、マネジメントは 30 日間で回答を行う。さらに委員会がインスペクションを行うべきかを検討・勧告し、理事会が決定するまでに 35 日間と、合計 110 日間かかる。一般論で言うと、これは長すぎる、世銀の場合はインスペクション委員会がなく、パネルへ直接、手続きが可能となっており、ADB もスピードアップを図るべきだと思う。

このプロジェクトには民主党の山田、葉山議員も現地視察をしており、インスペクションの手続き に移行する可能性がある。実際に行うかは ADB が決めることなので分からないが、きちんと見な くてはならないプロジェクトだと思っている。

一般論として、専門家による調査が開始されるまで最低でも 110 日かかること、審査要求者の匿名性が認められていないこと、提訴を英語で行わなくてはならないこと、提訴をする適格性が必要であることに関し、要求者が証明する必要があるのか、といった問題がある。パネルについて一定のメンバーが存在するかわからないが、少なくともメンバーの専門家を選ぶリストには、元スタッフ1人、元理事数人が入っている。それぞれの問題についてここではコメントしないが、世銀とずいぶん異なっていることは確かである。 レビューは、これまで一度も機能していないので、一度サムットプラカンを全力で実施し、必要なことがあれば変えるということではないか。両方同時にするのは世銀と較べて確かに非効率ではある。我々としてもそれを踏まえ、何かレッスンがあればそれを学んだうえで意見を言いたい。

第二点は、11 月 14 日付で ADB とタイ政府による独立した調査を行う動きがあり、それに関するタームズ・オブ・リファレンスへのコメントの締め切りが 1 月 21 日だったという話である。環境調査等の公表については、TOR をきちんと確認し、手順を発表し、それにのっとって様々な調査をした後、結果を発表する。このような段階ごとのアカウンタビリティや透明性はきちんと確保する必要がある。パブリックコメントの締め切りについては、日本政府からどうすることもできないので、直接 ADB に問い合わせていただきたい。環境は重要なことなので、我々も押さえて行きたいと思っている。恐らく、このまま行くと 3 月頃に環境影響評価のレビューが始まり、 4 月下旬には公開されるだろう。それは当然タイ語にも翻訳される。

もう一点我々は汚職にも注目しており、現在反汚職ユニットで調査が行われている。 従って、現在、インスペクション・ファンクション、インディペンデント・レビュー、反汚職ユニットの調査という3つの手続きが同時進行していることになる。

MoF 和家:

インスペクション・ファンクションに関し、若干補足する。世銀はすでに十数件のインスペクションを行った経験があるので、いろいろな改善ができたのだと思う。ADBでも一度実施してみる必要があるだろう。 インディペンデント・レビューの TOR は締め切りを過ぎているため、恐らく今リバイズしているところだと思う。TORの決定後、環境専門家約5名を選出することになっているが、専門家の選定はADBの一般的なルールに従って行われることになっている。

福田:

インスペクション・ファンクション自体の見直しはそれ程進んでいないのか。

MoF 和家:

99 年に見直し案が作られたが、主な改正点は民間向け融資を対象とするか否かが一番の論点だった。その後、見直しは全く進んでおらず、今回の経験がどう生かされるかはまだ不明。

MoF 丸山:

今、見直してもあまり効果がないのではないか。一度、サムットプラカンで手続きを行ってみることでいるいろ問題が出てくると思う。その後、皆さんからもご意見をいただき、レビューが必要であれば実施するという方が効果的だと思う。今見直すべきだというご意見もあると思うが、私は一度実際に実施してみた方が議論に現実味が出てくると思っている。

神田:

地元としては、十全な対処をして欲しいと思っていると思う。丸山課長の言われた方法が現実的だとは思うが、テストケースとして使われるのは抵抗があると思う。

MoF 丸山:

もちろん、現地住民にテストケースだと言うわけではない。ただ、効果を考えると今申し上げた方 法がいいのではないかということ。

松本悟:

全力で対処していただきたい。住民にとっては熟慮の上、つまり、110 日間建設が進むことを知った上での提訴である。110 日間かかることに抵抗はあったが、これも一つの方法だと住民自身が決め、提訴した。それを考えると、必要な情報をきちんと集め、住民に対して誠実に対応し、インスペクションを進めていただきたい。

MoF 丸山:

もちろん、全力で対処しなければならない。

松本:

幸い ADB にはインスペクション・ファンクションがあったために第三者あるいは別の方向からプロジェクトを見ることができた。これがもし日本の単独の借款であった場合にも、チェックできる

機能があればいいのではないか。

MoF 丸山:

インスペクション・パネルについては JBIC も考えていると思う。ただ、汚職については、多国間は比較的やりやすいが、バイだと国家主権と微妙に関わってくるので難しい。

本山:

それをモニタリングの強化という方向では考えられないか。以前とりあげた日本企業が関わっている可能性のある汚職についても調査が難しいということだった。私たちとしてはもう少し踏み込んだ対処をしていただきたい。インスペクション・パネルは無理でも、他の方法が考えられないか。これは、前回議論が足りなかった点だと思う。

MoF 丸山:

汚職が最も起こりやすいのは入札だが、そこはかなり厳しくやっており、モニタリングもしていると思う。特に国際機関は非常に厳しい。もちろん、強化することも可能だろう。ただ、サムットプラカンの場合は土地購入に関してなので難しいのではないか。

MoF 和家:

ADB からのローンでファイナンスされる部分は、ADB の調達ルールに従い国際入札を行うこととなっており、事務局のチェックも働くが、土地購入についてはタイ政府のバーツによるファイナンスであるため、ADB がそれをモニタリングするのは困難。

斎藤:

話は戻るが、インスペクション・ファンクションのレビューについて、見通しは全くわからないのか。

MoF 和家:

99 年の見直しでは、民間向け融資を対象とすることがメーンであり、手続きの簡略化についての議論は為されておらず、そのまま今に至っている。今後はサムットプラカン案件の推移と同時並行的に見直しをすることになるとは思うが、時期については今のところ分からない。

斎藤:

どこかの理事が提案することになるのか。つまり、どのように見直しの議論が持ち上がるのか。

MoF 和家:

95 年に導入されて3年後に一度レビューしたが、中途半端に終わっている。そこで、今回は実際 にインスペクションが実施されるかもしれないので、それをもとにレビューが行われるだろうということしか今の段階では言えない。

MoF 丸山:

具体的なことは言えないが、何か決定的な欠陥があった場合、日本政府から声をあげることも可能である。もちろん、地元の住民にとっては非常に重要な問題であることはわかる。ただ、一度やった方が説得力のある議論ができる。4月には方向が見えてくるので、次回の協議では別の角度から議論できるのではないか。

MoF 和家:

ADB では環境政策の見直しをしている。現在、ワーキング・ペーパーを作成しており、日本でコンサルテーションをする予定である。それが、3月1日は政府関係者、3月2日にはNGOとしたいと考えているので、是非ご参加いただきたい。

2-4.個別プロジェクトについて

2-4-1.ヒンクルット石炭火力発電所 (タイ)

松本悟:

タイからの情報に基づいているので、誤解があれば訂正していただきたい。タイ南部に建設が予定されており、トーメンが出資する UPDC という会社が実施するヒンクルット石炭火力発電所は、98年11月に地元住民がかなり強硬な反対運動をしたため、タイ政府がプロジェクトの見直しをし、当時かなり融資交渉が進んでいたにもかかわらず、日本輸出入銀行が融資を白紙に戻した案件である。これについて、昨年10月にタイ政府の閣議が行われ、非常に曖昧な報道がされた。それによると、新しい環境影響調査が承認されたことが確認されたと報道され、それによってディベロッパーはタイ政府のゴーサインだと受けとり、JBICに対し再度融資の依頼をしたということだった。曖昧な情報で申し訳ないが、現地住民は事実関係を確認して欲しいということである。また、JBICの環境ガイドラインが現地の市民社会にとってどのように関係するかという観点から私が見ている案件でもあるので、ここで取り上げさせていただいた。まず、事実関係を教えていただきたい。それから、もし審査が始まるのであれば、これまでの経緯を考慮し、慎重に審議していただきたい。2週間ほど前、反対派のリーダーの家に拳銃が発砲されたという事件もあり、この案件に対し、住民が疑念を持つことのないよう慎重にお願いしたい。

MoF 梅本:

私の理解では、閣議の内容は公表されていないため、新聞報道、トーメンからの情報しかない。従って、JBIC としてはトーメンから実施したいという報告は受けたものの、プロジェクトの枠組み等はまだ固まっておらず、事態の推移を見守っているというのが現状である。ただ、昨年議論があったので、JBIC も環境問題には慎重になっている。我々は JBIC が正しい判断をすると期待している。ただ、これは援助ではなく OOF なので、JBIC ではなく民活でやることも可能であり、同じ問題が起きる可能性はある。むしろ、トーメン、自治体、タイの問題なのではないか。

松本悟:

それを踏まえ、トーメンとも話はしているが難しい。タイの電力需要の変化、98 年に事業者と住民の対立が起きたことを踏まえ、より慎重に見ていただきたい。

MoF 梅本:

タイ政府の NGO あるいは環境に対する認識が薄いのではないかとも思う。環境基金のフェーズの要請があり、議論をしに行ったが、認識が低いようなので、採用しなかった。むしろ、我々はオーナーシップということで、タイ政府に考えて欲しいと考えている。これからも、プレッシャーはかけ続ける。

2-4-2. ソンドゥ・ミリウ水力発電プロジェクト(ケニア)

松本郁:

ソンドゥ・ミリウダムの円借款案件だが、1985 年から JICA が支援をしていた案件だとお聞きしている。現在、日本政府としては本件へのフェーズ 2 への円借款を検討中ということだが、これまですでに、同プロジェクトに伴う非常に大きな社会環境影響が出てきている。したがって、私達はフェーズ 2 のお金を出す前にその社会環境影響についてもう一度きちんと見直す必要があるのではないかということをお話してきた。 その社会環境問題に続いて、ご存知のように昨年 12 月 26 日に地元の活動家の方が警察で銃に撃たれるという事件が起きた。このように、さらに大きな人権問題にも発展しているので、これから注意して見ていかなければならない円借款の案件だと思う。財務省の中でも管轄官庁として色々な視点で見ていらっしゃると思うが、とくにこのケニアに対しては拡大 HIPC の対象国なので、マクロな経済的な視点から見て、どのようにケニアの返済能力を判断しているのかというお話を今回お伺いしたい。

MoF 梅本:

タイばかりでなくケニアも似たところがある。99 年 8 月にケニアは債務削減をしないとケニアの モイ大統領がおっしゃった。そのような状況を受けて、このソンドゥ・ミリウのフェーズ 2 につい て事前通告をした。しかし、その後債務について延滞が生じた、あるいは、パリクラブでリスケジ ュールを行ったなどの状況が出てきたため、当時の大蔵省がもう少し慎重にやった方がいいのでは ないかとアドバイスをし、現在に至っている。パリクラブは 11 月にあったが、結局通常のリスケ で終わったので、現在、その二国間の金利交渉をやり始めるという状況にある。

IMF については今月、PRGF の第一回目のレビューを予定していると聞いている。まだ行ったとは聞いていないが、そのレビューで IMF のプログラムがオントラックであるかどうかがわかる。オントラックであれば、債務問題については一応のラインをクリアできるのではないかと思う。ただ、その議論の中身によっては、慎重に見る必要があると思う。

確かに債務残高などの色々な指標を見ると、ケニアについては拡大 HIPCs イニシアティブ適用対象候補国となっているので、そう簡単な状況でないというのはわかる。問題なのは、債務削減するかどうかはまず、ケニアが選択しなければならないということだ。また、世銀が DSA (Dead Sustainability Analysis)分析をやり Unsustainable だと結果を出せば債務削減になる。この 2 つに関しては、DSA の方はまだ行われておらず、ケニア自身も債務返済すると言っている。そして、パリクラブも通常ということで終わったので、今のところケニアは拡大 HIPCs イニシアティブ適用対象に入っていない状況になっている。

一般にパリクラブは、債務問題があるということを示しているのだが、パリクラブが終われば一つ

の債務問題が片付いたとポジティブに見るのが最近の流れだ。ポイントは、このような国の債務問題については、慎重にならなければならないということだ。新たな円借款というのは新たな債務増加になるので、むしろ無償でやるべきだ。仮に円借款を出す場合でも、債務残高を増やさないように気をつける必要があるのではないかと思っている。つまり、返済があればその返済分の供与を新たに出しても残高は増えない。そのような返済状況を見ながら考えていくべきだ。

ケニアについては昨年旱魃などがあり、さらに苦しい状況だということは現実なので、1月の IMF の理事会を見て、正しい判断をしたいと思っている。(円借款を)出すときは債務問題がない、あるいは償還確実だと言わざるを得ない。そのような判断をした上で借款は出すものだ。そのための色々なプレッシャーや方策を考えなくてはいけないと考えている。

もう一つの視点は、ケニアをどう救うかということだ。ケニアという国というより、むしろ住民だと思うが、無償には金額的な限度があるので、どういった方法でサポートするのかという観点も必要なのではないかと考える。

最近では森さんもケニアに行かれ、色々な宿題をまた受けてきたようだが、このソンドゥ・ミリウについても要請があったようだ。これについては、「ケニアとよく相談しましょう。債務問題があります。」という返事をしている。

また、これは皆様方の貢献といってもよいが、環境問題が出てきた。もともとこういう問題はあったが、これが顕在化したために外務省もしっかり分析してきているからだ。今、大使館経由で調査依頼をしているようなので、その結果を見て、イエス、ノーを言わなければならないと思っている。中村議員などから色々な要請書も出ているので、それにもしっかりと応えなくてはならないと思っている。

別府:

事業の今後の継続や取り止めについて、ある一定の判断を下すタイミングはいつごろになりそうか。

MoF 梅本:

債務問題は常にあるので、1 月の IMF のレビューを見た後。環境問題や住民対策が一番重要だが、 大使館レベルの調査の結果次第だと思う。

別府:

その際に、財務省としては難しいという判断をし、外務省の方では先程のポリティカルな背景でいきたいといった場合、その後の議論はどういうタームで進んでいくのか。

MoF 梅本:

我々財務省本来の任務としては、債務問題などの経済状況や償還確実性を議論するレジティマシーがある。だから、住民運動、反対運動については、当然意見は言う。しかし、そこで外交的な判断が優先されるというわけではないが、一義的には外務省の判断が出てくるのではないかと思う。外

務省の方も真剣に考えているので、我々と話はするし、大使館レベルの調査がどうなるかもわからないが、それだけをもってだめだとは言いづらい状況にあると思う。

松本郁:

つまり、それはマクロ経済的な状況だけではだめだということか。

MoF 梅本:

マクロ経済的な状況というのは、IMFの理事会を見てということになるが、それは程度問題なので、ここまで超えたらだめだというようなことはない。また、10年利息で40年返済の円借款だったら、最初の10年は負担が利ざやしかないので、その間水力発電でリターンがあれば、当然その分返せるということになる。つまり、非常に予測が難しいのではないかと思う。だから、はっきりしたイエス・ノーが言えるクリアカットな指標というものがない。

別府:

他の事業でこのレベルまできた後に、結局追加の円借款をしません、いわゆる日本国内の公共事業 だったら中止を決めた、ということだが、それに匹敵する過去の参考事例はあるのか。

MoF 梅本:

問題は見捨てた後に、過去の第一次(借款)が無駄にはなる。つまり、プロジェクトとしては無駄になる可能性があり、そのようなコストがあることは確かだ。しかし、追加で出してそれが返ってこなければ、それはまた無駄になるのも事実だ。(第一次分の)返済については相手国政府との関係なので返ってくる。

神田:

そういった場合、すでに供与した分の返済については、ケニア政府がきちんと行うということが前 提にあるわけか。

MoF 梅本:

そうだ。相手国にとっては債務なので、当然返さなくてはならない。ところが、またパリクラブがある。これは恐らく連続パリクラブだと思うのだが、そうなると 20 年また繰り延べになる。ただ、債務としては帳消しにはならず残る。

神田:

借りた分は返さなくてはならないということか。

MoF 梅本:

それは当然のことだ。

神田:

円借款が 4 省庁体制から 3 省体制に変わったが、外務省から話を聞くと、「外務省が ODA 政策で

は一歩上に立つのです」という説明をされる。このお話からすると、3省体制では外務省がイニシアティブを取ってこれからの円借款を遂行していくということか。JBIC の円借款部分は外務省に関してのものだと思うが、それくらい外務省の持つ重みが大きくなり、財務省や経済産業省などはコメントを言うぐらいだということか。従来の4省庁体制と形態が変わるのだろうかという印象を受けるのだが。

MoF 梅本:

それはお互いの担当課長がどういう性格かなど、人にもよる。我々は信頼してくれるかどうかという我々自身の問題だと私は思っている。つまり、いつも反対していたらまた反対されて無視されるかもしれないし、正論を言えば聞いてくれるかもしれない。ただ、法律上は外務省が監督官庁になるので、ある意味では強くなったというのは事実だと思う。人数的にも有償課は6名ぐらい増やしているので、それなりに強くなったと思う。

ただ、財務省については立場は変わっていない。協調機関ということで当然相談を受けるので、プレゼンスはかなり大きくなっている。個別条件ごとにバランスオブパワーは違うと思うが、もちろん言うべきことは言っていきたいと思う。先ほどの住民問題についても言うべき事は当然言っている。

別府:

最終的に政治判断しかないのか。例えば、国内の公共事業でいうと 5 年たっても着工していない、あるいは、10 年たっても終わっていないというようなケースに対して、いわゆるサンセット条項が適応される。このような事業の見直しするためのガイドラインを作ろうという動きが先進各国中心に行われているが、それがこの分野にも適用されるという方向性はないのか。結局、事例で見ていき、この案件だから中止を検討していきましょう、ということか。

MoF 梅本:

はっきり言って一般的なルールはない。

別府:

作ろうという動きも特にはないのか。

MoF 梅本:

ない。それは個別案件ごとに進むべきか、止まるべきかということだと思う。

本山:

手続き的なところで一つ。今、プレッジされているということをおっしゃられたが、それはつまり JBIC の方で一応、環境・社会を見た上で、問題ありませんということになり、それが今3省庁ともに上がってきてプレッジがされているのだろう。

例えば、このプレッジがされた後で、実際に環境社会問題が重大なことが分かったという場合、差

し戻してもう一度審査をする、また、3 省庁でもう一回議論しなおすというような手続きというものは今のところないのか。

MoF 梅本:

それは今議論しているところだ。差し戻しというのかはわからないが、当然新たなイシューが出て くるので、今度またプレッジする時、つまり再開するときにそれは当然イシューになる。

神田:

地域住民とのトラブルや環境問題などを抱えた案件というのは、円借款で行われたとき、将来的に見ても事業自体のリターンがちゃんと上がってくるという保証がごく限られてくると思う。したがって、ケニアという国に対して借款を行っていくことに対する問題点というものを重々踏まえていただきたい。

MoF 梅本:

その点は、我々はわかりすぎるほどわかっている。

松本郁:

IMF のレビューを見てということだったが、1月何日というのはわからないのか。

MoF 梅本:

まだ聞いていない。

MoF 高坂:

そもそも 1 月 22 日に予定されていたが、延期ということで、2 月以降、おそらく 2 月の前半か、 もっと遅れる可能性がある。

MoF 梅本:

遅れるということはあまり状況は良くないということ。

松本郁:

世銀・IMF の役割と二国間関係の機関の役割は違うと思うので、IMF の分析をそのまま受けるということでいいのかという問題意識を私自身は持っているのだが。

MoF 梅本:

私もそう思う。IMF の分析は一つの参考資料だと思う。IMF はマクロという視点から見ており超長期というのはないが、長期の対外ギャップは出しているので、十分な参考にはなると思う。

松本郁:

IMF の分析は 2 月の前半に出てくるということだったが、私自身、社会環境の方の調査は始まったばかりだと認識しており、それが来月の早い段階で出てくるとはとても思えないのだが、それに

関する話というのは何かされているのか。

MoF 梅本:

なかなか大使館から返事がないというのが正直なところだ。返事がない限りは出せないということ だと思う。我々はただ待っている状況にある。

松本郁:

社会環境の影響というものも大きいのだが、今回の逮捕や銃で撃たれたという事件で、私自身は自分が考えていた以上にケニアの政治的な不安定さというものの大きさを認識している。「今後、住民参加で色々な形でコンサルテーションをやっていきます」というお話を外務省の方からもいただいているのだが、彼らが自由に発言できる下でのコンサルテーションがどのように行われていくのかと懸念している。これはガバナンスの問題とも関係すると思うが、非常に大きな課題であり、すぐに答えが出る問題ではないと考えているので、ぜひ財務省としても今後慎重にご判断いただきたいと思う。リスケも今年の7月までのはずだが。

MoF 梅本:

そうだ。だから、またその後にリスケがある可能性がある。

松本郁:

その辺りも踏まえていただきたい。

MoF 梅本:

カット・オフ・デートを動かせば問題なのだが、動かさなければニューローンは対象外だ。そこはよく見ておかなければならない。L/A の期日があり、93 年くらいまでのローンについてリスケをし、94 年以降の新たなローンについては対象外なので、それは返さなければならない。その 93 年の日付を 94 年あるいは 95 年に動かすと、それ以降のローンも対象になってしまうので、非常に信頼できない債務協定ということになる。今までは大体動かしていない。あるいはルールとしてカット・オフ・デートは動かせないということだった。動かせるとかなり危険な状況だろう。

松本郁:

パリクラブの中で合意されて動かされるということなのか。

MoF 梅本:

そうだ。

2-4-3. サンロケ・ダムプロジェクト(フィリピン)

松本郁:

これは個別の問題であるだけではなく、今後の JBIC の統合ガイドラインにも反映していくべき多くの課題を含んでいると考えている。昨年9月に出されたイトゴン市議会のプロジェクト承認の撤回決議は、市長が拒否権を発動したが、1月に再度市長の拒否権を撤回する決議が為された。これ

まで自治体等があげてきた問題が解決されていないということで、このような事態になっていると 思うが、財務省の今後の対応をお伺いしたい。

MoF 梅本:

イトゴン市議会での拒否権撤回の決議書がまだ作成されていない。これが作成されれば、正式に市議会として決定されたということなので、重く受け止めなくてはならない。それは、工事が出来ないということなので、JBIC もどう対応するか考えなければならない。途中で中止の案件となる可能性もある。ただ、JBIC のローンの返済問題は残る。また、これについても民活ですることは可能であり、問題はフィリピン政府と実施機関にあると思っている。

松本郁:

こうした経験を JBIC の統合ガイドラインに反映していかなければ、同じ問題を繰り返すことになりかねない。また、このプロジェクトは経済性に疑問があり、JBIC 以外のところが貸すかは疑問である。 MoF 梅本: JBIC としてはイトゴン市議会の決定を受け止めざるを得ないので、後はフィリピン政府の問題である。

2-5. ECG 会合 / G8 への対応について

松本:

次回の2月の会合で何が議論になるのか、また、日本政府は積極的だと思うが、今後どのような行動を考えていらっしゃるのかお伺いしたい。

MoF 木原:

次回は環境特別会合であり、環境に焦点を絞って議論し、共通の環境アプローチを作る。G7 のマンデイトによると、今年のサミットに向けアクション・ステートメント、ワーク・プランを作成することになっている。12 月に一度会合をし、2 月、4 月、5 月と行われる予定である。ECG の閣僚理事会が5 月にあることを考えると、次回は透明性、モニタリング、一律の環境基準、スクリーニング等、今問題となっていることが具体的に話されることになると思う。より高いレベルの共通ガイドラインが出来るようにしたいと考えている。他方、欧州勢にも適用できるものを作らなくてはならない。その際には、WCD や米輸銀の改正後のガイドラインも参考にしながら、議論を進める。WCD については、参考として、話をしてもらったので、ECG でも認識していると思う。我々としては、JBIC の統合ガイドライン作成の研究会に反映できるものができればいいと考えている。

松本:

モニタリング等とおっしゃったが、議論のベースは何になるのか。

木原:

これまでのマッピングがベースとなる。これは、IFC のものとは別物である。マッピングについては、公開ではない。

以上(記録担当:倉戸)